

一般社団法人全国軽自動車協会連合会

軽自動車検査情報提供サービス 料金に関する細則

- 第1条 目的
 - 第2条 料金の種類
 - 第3条 料金の設定
 - 第4条 請求及び支払
 - 第5条 変更の周知
- 附則
- 別表

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下、「全軽自協」といいます。）軽自動車検査情報提供サービスの利用に関する規約第22条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(料金の種類)

第2条 軽自動車検査情報の提供を請求する者（以下、「情報利用者」といいます。）は、軽自動車検査情報提供サービスを利用した際の料金を全軽自協に支払うものとします。

- 2 利用者にお支払いただく料金の種類及び金額は、次に掲げる各号のとおりです。
 - (1) 申込関係料金（別表1）
 - (2) 提供サービス料金（別表2）
 - (3) ネットワーク接続料金（別表3）
 - (4) その他の料金（別表4）

(料金の設定)

第3条 申込関係料金は、情報利用者からの申込に伴い全軽自協で発行する通知書に係る送料等の実費、並びにユーザーIDの管理費をもとに設定します。

- 2 提供サービス料金は、情報提供業務に係る人件費及び物件費等を利用予測件数で除した金額をもとに設定します。なお、提供サービス料金には、軽自動車検査協会（以下、「軽検協」といいます。）の提供に係る料金を含みます。
- 3 ネットワーク接続料金は、情報利用者が軽自動車検査情報提供サービスを電気通信回線により提供を受けるために、必要なネットワーク接続に係る費用をもとに設定します。
- 4 その他の料金は、前各項の種別に属さない料金について、実費をもとに設定します。
- 5 全軽自協は、軽検協に届け出た上で、料金の種類及び金額を変更することがあります。

(請求及び支払)

第4条 全軽自協は、当月の軽自動車検査情報提供サービスの利用した件数に提供サービス料金を乗じた金額及び申込関係料金、並びにその他の料金を当月分料金として1契約毎に集計し、請求しま

す。なお、当月は原則として1日から月末とします。

- 2 全軽自協は、1契約毎に翌月5運用日に、当月分料金請求書を発送させていただきます。ただし、当月の請求額によっては、翌々月以降にまとめて請求書を発行することがあります。
- 3 情報利用者は、全軽自協が発行する請求書により、請求書記載の支払期限（当月分は、翌月末日）までに料金を支払うものとします。
- 4 支払方法は、請求書記載の指定銀行口座への振り込みとします。なお、振り込みに係る手数料は情報利用者負担とします。

（変更の周知）

第5条 全軽自協は、料金の種類や金額を変更する場合、実施2ヵ月以上前にその内容に関して軽自動車検査情報提供サービスのホームページを通じて周知します。

附則

本細則は、平成20年5月15日から効力を発するものとします。

別表 1 (第 2 条第 2 項第 1 号関係)

全軽自協利用料 申込関係料金

種別	課金単位	金額
契約料	1 申込毎※ 1	8 4 0 円 (消費税込み)
変更料	1 申込毎※ 2	5 2 5 円 (消費税込み)
I D 取得料	1 ユーザー I D 毎※ 3	1 0 5 円 (消費税込み)

※ 1 委託先に軽自動車検査情報提供サービスの利用を委託する方からの申込は無料です。

※ 2 ユーザー I D の追加に係る変更及び請求書送付先の変更は無料です。

※ 3 1 ユーザー I D のみの場合は無料です。

別表 2 (第 2 条第 2 項第 2 号関係)

	種別	課金単位	金額	
基本料	情報提供	一意検索	1 件 (レコード) 毎	1 2 . 3 5 円 (消費税込み)
		更新情報検索	1 件 (レコード) 毎	1 2 . 3 5 円 (消費税込み)
		複数件検索	1 件 (レコード) 毎	1 2 . 3 5 円 (消費税込み)
		ジャーナル	1 件 (レコード) 毎	1 2 . 3 5 円 (消費税込み)
		統計 / 初期 (賦課期日データ含む)	1 件 (レコード) 毎	1 2 . 3 5 円 (消費税込み) ※ 1
付加料	抽出条件設定及び提供項目変更・編集		1 件 (レコード) 毎	1 . 5 7 円 (消費税込み) ※ 2
	ジャーナル月次取り纏め設定		1 件 (レコード) 毎	2 9 . 4 円 (消費税込み) ※ 3

※ 1 ジャーナル利用者へ同じ利用条件での提供に限り 6 . 2 9 円 (消費税込み) となります。

※ 2 情報利用者の依頼に応じて、ジャーナル及び統計 / 初期情報に対し、抽出条件の設定及び提供項目の変更・編集を行う場合、基本料に付加される金額となります。

※ 3 情報利用者の依頼に応じて、ジャーナル情報を月次毎にまとめて提供する場合、基本料に付加される金額となります。

なお、小数点以下の端数切捨て処理の関係上、請求金額と上記金額に利用件数を乗じた金額は異なる場合があります。

別表 3 (第 2 条第 2 項第 3 号関係)

全軽自協利用料 ネットワーク接続料金

	種別	課金単位	金額
クの場合※ 1 情報提供ネットワーク	初期料※ 3	1 ユーザー I D 毎	2 2 , 2 0 7 円 (消費税込み)
	月額料	1 ユーザー I D 毎	2 , 8 3 5 円 (消費税込み)

専用線 (FTP) の場合※2	初期料	推奨パターン 構成	1 契約毎	5 9 9, 5 5 0 円 (消費税込み)
		その他	1 契約毎	実費相当
	月額料		1 契約毎	4 4, 1 0 0 円 (消費税込み)

※1 全軽自協が用意するネットワーク回線「情報提供ネットワーク」を利用した場合の接続料金。

※2 利用者が大量データの配信等、ファイル転送を希望した場合に、全軽自協が推奨する専用線 (FTP) を利用した場合の接続料金。

※3 初期料には、ワンタイムパスワードキーの3年間分の使用料を含みます。

別表4 (第2条第2項第4号関係)

全軽自協利用料 その他の料金

種別	課金単位	金額
媒体作成送付料	1 送付毎	3, 1 5 0 円 (消費税込み)
接続試験	接続試験 1 回毎	稼動実費相当
その他上記に含まれない料金	任意	実費相当